

Title	田村浩著 財産進化論
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.7 (1936. 7) ,p.1089(135)- 1092(138)
JaLC DOI	10.14991/001.19360701-0135
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19360701-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最後に調査觀察の結果に基づいて、その科學的、また實際的な利用が行はれるに至る。この點から私は先づ彼の方法に對して次ぎの如き批評を加へることが出来るであらう。

即ち、彼の方法に於いては技術上の進歩は労働者一人當りの労働能力の増大として現はれ、従つてその逆がまた眞理であると假定せられてゐると見做して先づ差支へないやうである。がしかし嚴密には如何なる場合にもこの逆の推論は正しくはない。このことに就いては私が此處に詳論するまでもなく讀者の容易に窺知し得る所であると思ふ。しかし乍ら統計的研究に對して最も嚴密なかくの如き批評を加へることが、有ゆる場合にその結論を否定し得る所以であるとは考へられない。唯だ、この場合に就いて云へば、労働能力の増進が物的技術の進歩以外の他の諸要因に依つて著しく影響を蒙つてゐる場合には、吾々は充分の警戒を必要とする。そして大體の傾向から云へば、資本主義的發展に於いて遅れてゐる處に於いて、このことは常により重要である。

ウオイティンスキーの統計的研究の操作は多くの場合に充分の注意を以つて行はれてゐることは、吾々もこれを認めねばならないが、同時に彼に於いては右の如き批評から免れ得ない缺點も亦多少存在する。吾國の産業に就いて見ると、例へば紡績業に於けるが如く、物的技術の優秀を誇り得るものゝ存することは事實であるが、尙ほ全般的には中小工業の相對的に重要な地位を占めてゐる事情からしても、彼に對する私の如き批評は半ば妥當すると云はなければならない。しかしかくの如き批評は彼の方法を根底から覆すものではなく、それは單にその方法の適用上の批評に止まる。従つて或は今後彼の方法は多少とも改善の餘地を含んでゐるやうにも考へられる。

ウオイティンスキーの方法に關する批評と期待から離れて、彼の研究の功績は既に舊くから問題とせられて來た補償説の賛否に關して、吾々に對し新しい現實認識の方法を提供して下されたことにある。單にこの一事を以つてしても私は此處に一般經濟學徒に對して彼の著作の一讀を推奨し度いのである。

附記(ウオイティンスキーの著作は國際労働局の出版物の一つであつて、従つて英、佛、獨語の三ヶ國語で出版せられてゐる。価格は四スハス・フラン、丸善賣價四圓である。)

昭和十一年六月十二日稿

田村浩著 財産進化論

加田 哲 二

田村浩氏の著「財産進化論」は表題に「共產村落研究」とされてゐるやうに、共產村落の研究であり、かゝる共產村落が原始的土地共有別の遺制と認むべきものであるかどうかを、その研究の主題としてゐる。原始共產社會の問題は、田村氏もいつてゐるやうに、第十九世紀の中葉から旺盛に論議されるやうになつた。ハックスタウゼン、マウラアなどの研究を、その出發點としてゐる。かゝる出發點からルイス・モルガンの「古代社會」に關する研究に基礎を置いて、エンゲルスがマルクスの爲し遂げなかつた原始社會體制の問題に關して、「家族・私有財産及び國家の起源」(一八八三年刊)を著述してから、社會主義者の多くが、原始共產制の存在を、將來における共產制社會の可能を實證すべき根據としてから、特に原始共產制の存否に關する論議が、今日にいたるまで、行はれてゐるのである。

田村氏の研究は、この問題に關する一貢獻であるが、氏は、この問題を論ずるに當り、氏の大著「琉球共產村落之研究」(昭和二年刊)と「農漁村共產體の研究」(昭和六年刊)との二著述における日本共產村落の研究を出發點としてゐる。「財産進化論」の第二章、第三章、第四章、第五章における論述が、これである。氏は、琉球における土地共有制について、次の如く、その研究を要約してゐる。

「一、土地共有の均分制度は領主の創意によつて行はれ、その目的は貢租の公平を圖らんが爲めであつた。……

二、週期的地割は人々の増加に伴ひ、貢納の集合的責任を全からしむる爲めに後代に於て爲政者の訓令に基いて行はれたもの」(二五頁)

即ち「領主への貢納便宜上、集合課税を目的とする土地の均分配當となり、これが均等を得せしめんがために後代に於いて、週期地割が施行せられたのである。貢納のための共有地以外は自由に開拓し、これを占有し、一般の承認によつて所有の目的となした」としてをり、従つて「これによつて、共產村落が必然的に原始氏族社會の遺制であるといふ學說を琉球共產村落發生の考察によつて肯定することが出来ないものである。」(三一頁)

しかし、共產村落の發生は、單に貢租關係による外的原因によつてのみ、説明せらるゝものではない。田村氏は日本の東北端の漁村尻屋の共產體につき、この點を説明する。氏によれば、尻屋の共產體は、家族制度及び血縁關係による經濟生活の安定のために創定せられたものであつて、それは、同じく「太古の氏族共產制の遺制」ではないといふにある。(第三章)狩獵共產制度としての畑部落は、單一家族が一定地點に移住して自由先占を創定し、その後、全部落の血縁關係による共產制が行はるゝに至つたといふのである。(第四章)

かゝる研究に基いて、著者は「氏族社會が必然的に且つ普遍的に土地共有を基礎とする共產制であつたといふ遍在的見解を肯定することができない」とされ、従つて「共產村落の體制は一定の社會發達の過程に於て、必然的に形成されたといふことは全く肯定することはできない。」(六六頁)とされてゐる。

著者は、原始共產制の遍在を否定するものであるが、その皆無を主張するものではない。即ち、著者は、共產村落の發生的基礎の一つとして、「血縁を中心とする原始共產制から自然的に發達して遺制となつたもの」(六七頁)を認める。こゝから、著者は、共產村落の原始共產制との必然的關係を認めないことは、前段に記した如くである。

かゝる立場から、著者は一方において、マルクス主義者その他の原始共產社會遍在説を否定し、その史的必然性を否定する。著者はこの立場から原始土地私有制の遍在を主張するに至つてゐない。著者はレヴィンスキーの原始土地私有制遍在説に對して、「自由先占が土地の原始的基礎であるといふ根本的の論證は正當とする所である」(九九頁)としてゐるにも拘らず、その説を全面的に支持しやうとはしない。即ち「今日大多數の原始民族間に土地共有は無い。共產村落は文化の進んだ社會に於てのみ求め得られるといふ原始共有否定の結論を許容することは出来ない」(一〇〇頁)とし、更に共產村落の發生に對し原始私有遍在説を主張する爲めに、貢納の集合責任若くは其の他の政治的原因によつて財産形成に根本的影響を與ふことを否定した點も正當ではない」としてゐる。(一〇一頁)即ち、レヴィンスキーの原始土地私有制の遍在から共產村落の成立を説明するのを不當とするのである。

要するに、著者田村氏に従へば、共產村落の成立は、單なる原始共產社會からの遺産でないものである。また單なる政治的關係による人爲的創作に過ぎないものでもない。それは種々の事情と條件によつて、發生し、存在するものであるといふ結論に到達してゐる。

筆者は、從來原始共產制遍在説に加擔して來たものである。その理由は、現在の低度文化民において見ることを得る種々な共產的制度を基準として、更に、その原型的なものを推理するとき、そこに原始共產的なものの存在を考へ得るものと結論したからである。かゝる方法が許さるべきや否やは問題となるが、既に深い過去に没し去つた時代の社會的制度を推測するには、直接の證明法がない限り、かゝる方法をとることが當然であるやうに思はれる。而して、同一の社會的條件が同一の社會現象を生むといふ一般の傾向を是認するものにとつては、生活の一定方式が存在してゐたやうに考へるのは當然であり、この見地から私有遍在か共有遍在か、二者擇一といふ立場が作

られるに至つたのである。かゝる立場に對して、著者田村氏は新しい問題を提起された。それは二者擇一ではなくして、二者併存の社會的條件が成立し得るといふことである。この點に關する評者の立場は、いまだ斷定的たり得ない。そして、この原始財産形態については、今後も研究せらるべき重要問題と考へられるし、その場合には田村氏の著書の如きは、その最も有力なる一説として考察せらるべきものと考へられる。しかし、この問題は、單なる財産制發展の問題として考へらるべきであつて、現在または將來における財産制問題のためであつてはならぬ。即ちそれは私有財産制擁護のためでも、また共產制の主張のためでもあつてはならぬ。それは純粹な學問的立場のみから考察せらるべきものでなければならぬ。

この問題は社會史、經濟史において、最も困難な問題であり、なほ今後の研究に俟つべきものが多いであらう。田村氏の「財産進化論」はかゝる研究に對して、氏の實際的研究によつて、その態度を決定せんとするものであつて、今後この問題に對して研究するものよき指針であるとともに、氏の前掲の實證的研究に對する理論的序論としても、よまるべきものである。氏は、その前二者をその地方官としての生活の間に得たものであるといふ。この種類の研究に對しては、地方官は種々な便宜を有するであらうが、なほ甚だ困難な問題である。しかし、その困難に打ち勝つて、種々な地方的社會の制度慣習を報告せらるゝことは、大なる學問的貢獻でなければならぬ。この意味においても、本書は推稱せられてよいものと思ふ。(嚴松堂發行)

前號

(第三十卷第六號)

目次

- 欲望論の財政論 永田 清
- 地域の社會調査に關する若干考察 奥井復太郎
- 教會法の理論として現はれたる自然法の觀念 打村 鑛三
- 上總國三ツ作村百姓越訴——社會經濟史資料紹介—— 野村兼太郎
- E. P. Adarkar. The Theory of Monetary Policy. 山本 登
- 地方財政改善に關する内閣審議會中間報告 高木 壽一
(内閣論査編纂局)
- 三田學會雜誌第三十卷前半總目次

●一冊定價金五拾錢 郵税金壹錢五厘
●半々分金貳圓九拾錢 郵 稅 共
●一ヶ年分金五圓四拾錢

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛

●原稿締切期日は發行の前月十日限

昭和十一年六月三日印刷納本 每月一回一日發行
昭和十一年七月一日發行

三田學會雜誌 第三十卷 第七號
禁 轉 載
編輯者 江 田 範 保
發行所 東京市赤坂區新町五丁目八十二番地
印刷者 金子 鐵 五 郎
印刷所 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
金 子 活 版 所

發賣元 東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所

●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す
電話三田(45)一一九二六番
振替口座東京一一八五二番

發行所 東京市芝區三田 慶應義塾内 理財學會

振替 慶 應 義 塾 芝區三田二ノ二 東京一八二〇四番